

桑名市上下水道事業告示第2号

次の区域を令和6年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域として定めたので、桑名都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成16年桑名市条例第157号）第3条の規定により告示する。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

記

賦課対象区域

大字蓮花寺字宇賀、汐見町三丁目、大字下深谷部字堂之下、大字志知字六ノ坪、大字森忠字笠坊谷、大字森忠字十王堂、大字森忠字正津、大字森忠字長坂、大字星川字中山、大字西汰上字沢渡、大字西方字奥新田、大字西方字文四郎起、大字島田字川北、大字島田字茶園、大字東汰上字鎌地縄、大字東汰上字千倉畑、大字東汰上字大苗代、大字東方字土島、大字播磨字大山田、大字芳ヶ崎字コロビ坂、大字芳ヶ崎字西クタラギ、大字芳ヶ崎字大辻、大字芳ヶ崎字八瀬ヶ谷、大字北別所字中縄、中山町の各一部